

令和6年度 第5回（11月期）

立木公売の案内

入札日時 令和6年11月26日（火）

13時45分～14時00分 受付

14時00分 締切即時開札

入札場所 置賜森林管理署 会議室



林野庁 東北森林管理局
置賜森林管理署

〒999-1352

山形県西置賜郡小国町大字岩井沢 581 番地 45

電話：0238-62-2246 FAX：0238-62-3553

※お問い合わせ先

- ・ 入札に関する事…総務グループ 経理担当
- ・ 物件に関する事…業務グループ 経営担当

立木公売公告

(第5回)

【資格付き一般競争入札】

1. 入札及び開札の日時 令和6年11月26日 14時00分締切
即時開札
2. 入札及び開札の場所 置賜森林管理署 会議室
(山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581番地45)
3. 現地案内
現地案内を希望する方は、業務グループ 経営担当 (電話：0238-62-2246) までご連絡ください。なお、詳細は別紙のとおりで、再出品物件については基本的に現地案内を実施しません。
4. 公売物件
 - (1) 物件所在地、種類、樹種、数量、売払番号、搬出期間は、別紙公売物件一覧表及び公売物件明細書のとおりです。
 - (2) 各物件の林齢は、内部記録に基づき参考として表示したものであり、実際の林齢とは必ずしも合致しない場合もありますのでご承知おきください。
 - (3) 引渡期間は、代金納入の日又は延納担保提供の日から起算して15日以内とします。
5. 郵便入札
 - (1) 郵便入札による場合は、封筒を二重に使用し、内封筒には入札書、外封筒には資格付一般競争参加資格確認通知書の写し又は最寄りの森林管理局長発行の入札参加資格証書を入れ、書留郵便により令和6年11月25日(月)の17時00分までに必着とします。指定日時までに到着しない場合は無効となります。
 - (2) 送付先は次のとおり
〒999-1352 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581番地45
置賜森林管理署長 宛て
宛名面左側に「**入札書在中**」と**朱書きで記載**のこと
 - (3) 郵便入札の場合は、不落札の場合に直ちに行われる再度入札に参加できません。
6. 契約の締結期限 令和6年12月3日(火)までとします。
7. 代金の納入期限 契約締結の日から起算して20日以内とします。
8. 代金の延納

- (1) 延納期間は、別紙のとおり法令の定める範囲内とします。
- (2) 延納利息は、法令の定めにより1.10%とします。
- (3) 延納担保の提供期間は、契約締結の日から起算して20日以内とします。ただし、分収林の分収対象者へ納付する分収代金は現納のみとし、延納は認めません。

9. 特約条項及び特記事項

- (1) 全物件に該当するものは、別紙「特記事項」のとおり。
- (2) 個別物件に該当するものは、別紙公売物件明細書のとおり。
- (3) 森林作業道の作設にあたっては、別添の森林作業道特記仕様書等に基づき作設願います。

10. 適格請求書（インボイス）の交付

インボイスについては、全省庁統一の登録番号等を記載した契約書等によることとし、契約締結後に交付することとします。なお、仕入税額控除の対象となる消費税額は、適格請求書発行事業者（課税事業者）の分のみとなり、下記の物件の入札書に記載された金額に対する割合は次のとおりとなります。入札に際し、注意願います。

※ 分収者には、免税事業者が含まれる場合があるため、インボイスに記載する仕入税額控除の対象となる消費税額は、契約金額に含まれる消費税相当額（税率10%）とは一致しない場合があります。

※ 当該割合は、現時点で把握している数値であり、変動する場合があります。

1号物件：10.00% 2号物件：10.00% 3号物件：10.00% 4号物件：10.00%

11. 入札条件等

この入札に参加する者は、「国有林野事業林産物売買契約約款」及び別紙入札条件等を熟覧のうえ入札願います。

詳細は、東北森林管理局又は当署のホームページに掲載されているほか、下記の担当へ問い合わせ願います。

〒999-1352

山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581番地45

置賜森林管理署 業務グループ 経営担当

電話：0238-62-2246

令和6年11月1日

分任契約担当官

置賜森林管理署長 笠井 修一

＝お知らせ＝

農林水産省の発注事務に関する綱紀保持を目的として、農林水産省発注者綱紀保持規程（平成 19 年農林水産省訓令第 22 号）が制定されました。この規程に基づき、第三者から不当な働きかけを受けた場合は、その事実をホームページで公開するなどの綱紀保持対策を実施しています。
詳しくは、東北森林管理局のホームページをご覧ください。

(別紙)

令和6年度第5回(11月期)立木公売
現地案内日程表

公売番号	案内日時	集合場所	案内者
第1号 (101㊦林小班外4) 第2号 (102㊦林小班)	令和6年11月19日(火) 9:30集合	置賜署森林管理署 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45	置賜森林管理署 ・業務グループ 経営担当 電話: 0238-62-2246 ・舟渡森林事務所 森林官
第3号 (88㊦2林小班) 第4号 (88林班㊦小班外2)	令和6年11月19日(火) 13:00集合	置賜署森林管理署 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢581-45	置賜森林管理署 ・業務グループ 経営担当 電話: 0238-62-2246 ・小国森林事務所 森林官

※現地案内を希望される方は、**令和6年11月14日(木)17:00までに置賜森林管理署 業務グループ 経営担当**あてご連絡ください。
(電話: 0238-62-2246)

※連絡が無い方はご案内することができません。

別紙

1 延納をみとめる対象と期限

延納を認める対象	延納期限
ア. 立木を売り払う場合で、1件の売払代金が150万円以上となる時	6箇月以内。ただし、国有林野の立木については、1件の売払数量が1千立方メートル以上の場合において、都府県の地域で売り払うときは10箇月以内、北海道の地域（以下「北海道」という。）で売り払うときは12箇月以内。
イ. 素材を売り払う場合で、1件の売払代金が60万円以上となる時	6箇月以内。ただし、北海道で売り払うときは8箇月以内。
ウ. 災害救助のため、立木又は素材を売り払う時	6箇月以内。ただし、地方公共団体の場合は1年以内。